

## CRS 情報の自動的情報交換の開始について

### 1 概要

国税庁は、租税条約等の情報交換規定に基づき、CRS (Common Reporting Standard :「共通報告基準」) に基づく非居住者金融口座情報 (CRS 情報) の自動的情報交換を開始しました。

CRS は、非居住者に係る金融口座情報を各国税務当局間で自動的に交換するために、平成 26 年 (2014 年) に OECD において策定された国際基準であり、100 を超える国・地域が CRS 情報の自動的情報交換に参加することになっています。別紙 1 をご覧ください。

我が国は、この自動的情報交換を行うため、平成 27 年 (2015 年) 度税制改正において、国内に所在する金融機関が、非居住者の保有する口座につき、口座保有者の氏名、住所、居住地国、外国の納税者番号、口座残高、利子・配当等の年間受取総額等の情報を所轄税務署長に報告する制度を導入し、報告された CRS 情報の初回交換は、平成 30 年 (2018 年) 9 月までに行うこととしていました。現在、我が国にとり、この自動的情報交換の対象となる国・地域についても、別紙 1 をご覧ください。

なお、各国税務当局間での情報の授受は、OECD が開発した共通送受信システム (CTS: Common Transmission System) を通じて行われます。

### 2 初回交換の状況

初回交換において、国税庁は、日本の非居住者に係る金融口座情報 89,672 件を 58 か国・地域に提供した一方、日本の居住者に係る金融口座情報 550,705 件を 64 か国・地域から受領しました。別紙 2 もご覧ください。

(速報値 : 10 月 31 日現在)

CRS 情報	受領		提供	
	国・地域数	口座数	国・地域数	口座数
アジア・大洋州	11	290,660	10	74,636
北米・中南米	13	41,915	9	6,259
欧州・NIS 諸国	35	202,455	35	8,548
中東・アフリカ	5	15,675	4	229
合計	64	550,705	58	89,672

### 3 受領した情報の活用

受領した金融口座情報は、国外送金等調書、国外財産調書、財産債務調書、その他既に保有している様々な情報と併せて分析します。国税庁は、これらの分析を通じて、海外への資産隠しや国際的租税回避行為をはじめとした様々な課税上の問題点を幅広く的確に把握し、適切に対応していきます。

また、徴収の分野においても、受領した金融口座情報を活用し、外国税務当局への徴収共助の要請等を行っていきます。

#### 4 OECD の取組

- ① 各国・地域による CRS に基づく自動的情報交換の実施状況については、OECD の取組として、2020 年以降、各国・地域が相互に審査を行う予定です。
- ② 平成 30 年(2018 年) 9 月までに実施することとはなっていない国・地域については、各国・地域の状況を踏まえ、実施に向けた技術支援を OECD が行っています。

## CRSに基づく自動的情報交換の実施時期に関するコミット状況

(平成30年(2018年)10月5日現在)

2017年に初回交換(49か国・地域)		2018年に初回交換(53か国・地域)		2019年又は2020年に初回交換(5か国・地域)	初回交換時期未定(42か国・地域)	
<u>アイスランド</u>	<u>セーシェル</u>	<u>アゼルバイジャン</u>	(中)香港	アルバニア(2020)	アルメニア	パラグアイ
<u>アイルランド</u>	<u>大韓民国</u>	<u>アラブ首長国連邦*</u>	(中)マカオ*	カザフスタン(2020)	ウガンダ	フィリピン
<u>アルゼンチン</u>	<u>チェコ</u>	<u>アンティグア・バーブーダ</u>	<u>チリ</u>	ナイジェリア(2019)	ウクライナ	ブルキナファソ
<u>イタリア</u>	<u>デンマーク</u>	<u>アンドラ</u>	(丁)グリーンランド	ペルー(2020)	エクアドル	ベナン
<u>インド</u>	(丁) <u>フェロー諸島</u>	<u>イスラエル</u>	<u>ドミニカ</u>	モルディブ(2020)	エジプト	ボツワナ
<u>英国</u>	<u>ドイツ</u>	<u>インドネシア</u>	<u>トリニダード・トバゴ</u>		エルサルバドル	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国
(英) <u>アンギラ*</u>	<u>ノルウェー</u>	<u>ウルグアイ</u>	<u>トルコ</u>		ガイアナ	マダガスカル
(英) <u>英領ヴァージン諸島*</u>	<u>ハンガリー</u>	<u>オーストラリア</u>	<u>ナウル*</u>		ガボン	モーリタニア
(英) <u>ガーンジー</u>	<u>フィンランド</u>	<u>オーストリア</u>	<u>ニウエ</u>		カメルーン	モルドバ
(英) <u>ケイマン諸島*</u>	<u>フランス</u>	(蘭) <u>アルバ*</u>	<u>日本</u>		カンボジア	モロッコ
(英) <u>ジブラルタル</u>	<u>ブルガリア</u>	(蘭) <u>キュラソー*</u>	<u>ニュージーランド</u>		グアテマラ	モンゴル
(英) <u>ジャージー</u>	<u>ベルギー</u>	(蘭) <u>セントマーティン</u>	<u>パキスタン</u>		ケニア	モンテネグロ
(英) <u>ターコス・カイコス諸島*</u>	<u>ポーランド</u>	<u>ガーナ</u>	<u>パナマ</u>		コートジボワール	リベリア
(英) <u>バミューダ*</u>	<u>ポルトガル</u>	<u>カタール</u>	<u>バヌアツ*</u>		ジブチ	ルワンダ
(英) <u>マン島</u>	<u>マルタ</u>	<u>カナダ</u>	<u>バハマ*</u>		ジャマイカ	レソト
(英) <u>モンセラット*</u>	<u>南アフリカ共和国</u>	<u>クウェート*</u>	<u>バルバドス</u>		ジョージア	
<u>エストニア</u>	<u>メキシコ</u>	<u>クック諸島*</u>	<u>バーレーン*</u>		セネガル	
<u>オランダ</u>	<u>ラトビア</u>	<u>グレナダ</u>	<u>ブラジル</u>		セルビア	
<u>キプロス*</u>	<u>リトアニア</u>	<u>コスタリカ*</u>	<u>ブルネイ・ダルサラーム</u>		タイ	
<u>ギリシャ</u>	<u>リヒテンシュタイン</u>	<u>サウジアラビア</u>	<u>ベリーズ*</u>		タンザニア	
<u>クロアチア</u>	<u>ルーマニア*</u>	<u>サモア*</u>	<u>マーシャル諸島</u>		チャド	
<u>コロンビア</u>	<u>ルクセンブルク</u>	<u>シンガポール</u>	<u>マレーシア</u>		チュニジア	
<u>サンマリノ</u>		<u>スイス</u>	<u>モナコ</u>		トーゴ	
<u>スウェーデン</u>		<u>セントクリストファー・ネイビス*</u>	<u>モーリシャス</u>		ドミニカ共和国	
<u>スペイン</u>		<u>セントビンセント及びグレナディーン諸島*</u>	<u>レバノン*</u>		ニジェール	
<u>スロバキア</u>		<u>セントルシア*</u>	<u>ロシア</u>		ハイチ	
<u>スロベニア</u>		<u>中華人民共和国</u>			パプアニューギニア	

(注)1 下線は日本との間におけるCRSに基づく自動的情報交換の実施対象国・地域(88か国・地域)。

2 \* は日本からCRS情報の提供を行わない(受領のみ)国・地域(25か国・地域)

# CRS情報の自動的情報交換 地域別 受領・提供 口座数

別紙2

(平成30年(2018年) 10月31日現在)

## 欧州・NIS諸国 (42)

アイスランド	(英)マン島	スイス	(D)フェロー諸島	ポーランド	ルクセンブルク
アイルランド	エストニア	スウェーデン	ドイツ	ポルトガル	ロシア
アゼルバイジャン	オーストリア	スペイン	ノルウェー	マルタ	
イタリア	オランダ	スロバキア	ハンガリー	モナコ	
英国	キプロス	スロベニア	フィンランド	ラトビア	
(英)ガーンジー	ギリシャ	チェコ	フランス	リトアニア	
(英)ジブラルタル	クロアチア	デンマーク	ブルガリア	リヒテンシュタイン	
(英)ジャージー	サンマリノ	(D)グリーンランド	ベルギー	ルーマニア	

## 北米・中南米 (23)

アルゼンチン
ウルグアイ
(英)アンギラ
(英)英領ヴァージン諸島
(英)ケイマン諸島
(英)ターコス・カイコス諸島
(英)バミューダ
(英)モンセラット
カナダ
コスタリカ
コロンビア
セントクリストファー・ネーヴィス
セントビンセント及びグレナディーン諸島
セントルシア
チリ
パナマ
バハマ
バルバドス
ブラジル
ベリーズ
メキシコ
(蘭)アルバ
(蘭)キュラソー

### 欧州・NIS諸国

受領: 202,455 (35)  
提供: 8,548 (35)

### 中東・アフリカ

受領: 15,675 (5)  
提供: 229 (4)

### 中東・アフリカ (8)

アラブ首長国連邦
クウェート
サウジアラビア
セーシェル
バーレーン
南アフリカ共和国
モーリシャス
レバノン

### 北米・中南米

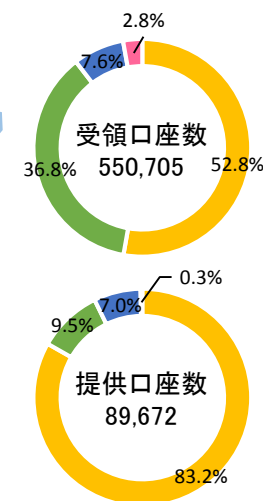
受領: 41,915 (13)  
提供: 6,259 (9)

### アジア・大洋州

受領: 290,660 (11)  
提供: 74,636 (10)

## アジア・大洋州 (15)

インド	サモア	(中)香港	パキスタン
インドネシア	シンガポール	(中)マカオ	バヌアツ
オーストラリア	大韓民国	ナウル	マレーシア
クック諸島	中華人民共和国	ニュージーランド	



(注) 我が国とのCRSによる情報交換の実施対象国・地域を示しているため、実際に情報交換を行った国・地域及び平成30年(2018年)までにCRSに従った情報交換の開始を表明した国・地域(平成30年(2018年)10月31日現在:101か国・地域)とは一致しない。

## 交換される金融口座の情報(イメージ)

送信国 Transmitting Country	AU (豪州)
報告金融機関 Reporting FI	
金融機関名称 Name	XX. Bank
住所 Address	XXX, Sydney Australia XXX-XXXX
口座情報 Account Report	
ファーストネーム First Name	Taro
ラストネーム Last Name	Kokuzei
納税者番号 TIN	999999999
居住地国 Residence Country	JP
住所 Address	3-1-1 Kasumigaseki Chiyoda-Ku Tokyo Japan 100-8978
口座残高 Account Balance	200,000,000
通貨種別 Currency Code	JPY
支払情報 Payment	
支払種別 Payment Type	CRS502(利子)
支払金額 Payment Amount	1,000,000
通貨種別 Currency Code	JPY

## CbCR の自動的情報交換の開始について

### 1 概要

国税庁は、租税条約等の情報交換規定に基づき、CbCR（Country by Country Report: 国別報告事項）の自動的情報交換を開始しました。

この自動的情報交換は、OECD の BEPS（Base Erosion and Profit Shifting: 税源浸食と利益移転）プロジェクトの勧告（行動 13「多国籍企業情報の文書化」）に基づくものであり、BEPS プロジェクトの勧告の実施に係る「包摂的枠組」参加国・地域により行われることになっています。

我が国は、平成 28 年（2016 年）度税制改正により、移転価格税制に係る文書化制度の整備として、特定多国籍企業グループの最終親会社等が CbCR を国税庁に報告する制度を導入し、報告された CbCR は、平成 28 年（2016 年）4 月 1 日以後に開始する最終親会計年度終了の日の翌日から 18 か月以内（注）に外国税務当局に提供することとしていました。現在、我が国にとり、この自動的情報交換の対象となる国・地域については、別紙 1 をご覧ください。

なお、各国税務当局間での情報の授受は、OECD が開発した共通送受信システム（CTS: Common Transmission System）を通じて行われます。

（注）次年度以降は 15 か月以内

### 2 交換の状況

これまでに、国税庁は、我が国に所在する最終親会社 609 社分の CbCR を 39 か国・地域に提供した一方、558 件の CbCR を 29 か国・地域から受領しました。

（速報値：10 月 31 日現在）

CbCR	受領	提供
国・地域数	29	39
最終親会社数	558	609

（注）多国籍企業グループの最終親会社等が、CbCR の提供が義務付けられる最終親会計年度よりも前の最終親会計年度について報告した CbCR の受領及び提供を行なった件数も含まれます。

### 3 受領した情報の活用

受領した CbCR については、移転価格リスク評価その他の BEPS に関連するリスク評価及び統計に使用することとしています。

### 4 OECD の取組

各国・地域による CbCR の自動的情報交換の実施状況については、OECD の取組として、平成 29 年（2017 年）から平成 31 年（2019 年）にかけて、段階的に各国が相互に審査を行います。

## 日本との間における国別報告書の自動的情報交換の実施対象国・地域

(平成30年(2018年)10月31日現在)

1. アイスランド	13. ガーンジー	25. スイス	37. バミューダ(*)	49. マン島
2. アイルランド	14. カナダ	26. スウェーデン	38. ハンガリー	50. 南アフリカ
3. アルゼンチン	15. 韓国	27. スペイン	39. フィンランド	51. メキシコ
4. イタリア	16. キプロス(*)	28. スロバキア	40. ブラジル	52. モーリシャス
5. インド	17. キュラソー(*)	29. スロベニア	41. フランス	53. ラトビア
6. インドネシア	18. ギリシャ	30. チェコ	42. ブルガリア	54. リトアニア
7. ウルグアイ	19. クロアチア(**)	31. チリ	43. 米国	55. リヒテンシュタイン
8. 英国	20. ケイマン諸島(*)	32. デンマーク	44. ベルギー	56. ルーマニア(*)
9. エストニア	21. コスタリカ(*)	33. ドイツ	45. ポーランド	57. ルクセンブルク
10. オーストラリア	22. コロンビア	34. ニュージーランド	46. ポルトガル	58. ロシア
11. オーストリア	23. ジャージー	35. ノルウェー	47. マルタ	—
12. オランダ	24. シンガポール	36. パキスタン(**)	48. マレーシア	—

(\*) 日本から国別報告書の提供を行わない(受領のみ)相手国・地域

(\*\*) OECDによる審査において、国別報告書の適切使用の基準を満たしていないとされていることから、日本からの提供を現在のところ停止している国・地域





表2 居住地国等における多国籍企業グループの構成会社等一覧

Table 2. List of all the Constituent Entities of the MNE group included in each aggregation per tax jurisdiction

		多国籍企業グループ名 Name of the MNE group :														
		対象事業年度 Fiscal year concerned :		主要な事業活動 Main business activity (ies)												
居住地国等 Tax Jurisdiction	居住地国等に所在 する構成会社等 Constituent Entities Resident in the Tax Jurisdiction	居住地国等が構 成会社等の所在 地と異なる場合 の居住地国等 Tax Jurisdiction of Organisation or Incorporation if Different from Tax Jurisdiction of Residence	研究開発 Research and Development	知的財産の保有又は管理 Holding or Managing Intellectual Property	購買又は調達 Purchasing or Procurement	製造又は生産 製造又は生産 Manufacturing or Production	販売、マーケティング又は物流 Sales, Marketing or Distribution	管理、運営又はサポート・サービス 管理、運営又はサポート・サービス Administrative, Management or Support Services	非関連者への役務提供 非関連者への役務提供 Provision of Services to Unrelated Parties	グループ内金融 グループ内金融 Internal Group Finance	規制金融サービス 規制金融サービス Regulated Financial Services	保険 Insurance	株式・その他の持分の保有 株式・その他の持分の保有 Holding Shares or Other Equity Instruments	休眠会社 休眠会社 Dormant	その他 その他 Other <sup>1</sup>	
	1.															
	2.															
	3.															
	1.															
	2.															
	3.															

<sup>1</sup> 構成会社等の事業活動の性質について、「追加情報」の欄に明記してください。

Please specify the nature of the activity of the Constituent Entity in the “Additional Information” section.

### 表3 追加情報

Table 3. Additional Information

多国籍企業グループ名	Name of the MNE group :
対象事業年度	Fiscal year concerned :
<p>(必要と考えられる追加の情報や国別報告事項に記載された情報への理解を円滑にする説明等を英語で記載してください。)</p> <p>Please include any further brief information or explanation you consider necessary or that would facilitate the understanding of the compulsory information provided in the Country-by-Country Report.</p>	